

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表制度__説明会

1 意欲と能力のある林業経営者制度の概要

平成 31 年 4 月 1 日から森林経営管理法が施行され、この法律に基づき、「森林経営管理制度」が始まりました。国は、このシステムの中で、市町村から経営管理の再委託を受ける「民間事業者」として、「意欲と能力のある林業経営者」制度を創設しました。

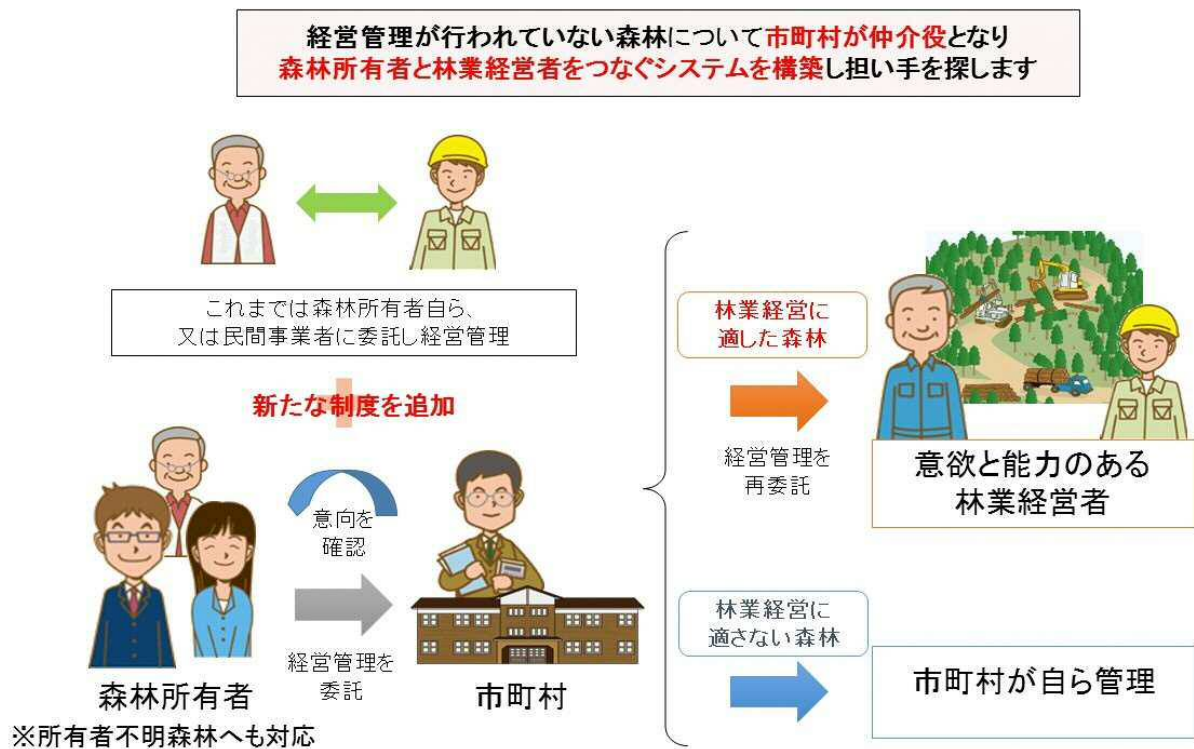
(1) 森林経営管理制度とは

① 森林経営管理制度

森林経営管理法により創設された新しい森林管理の方法

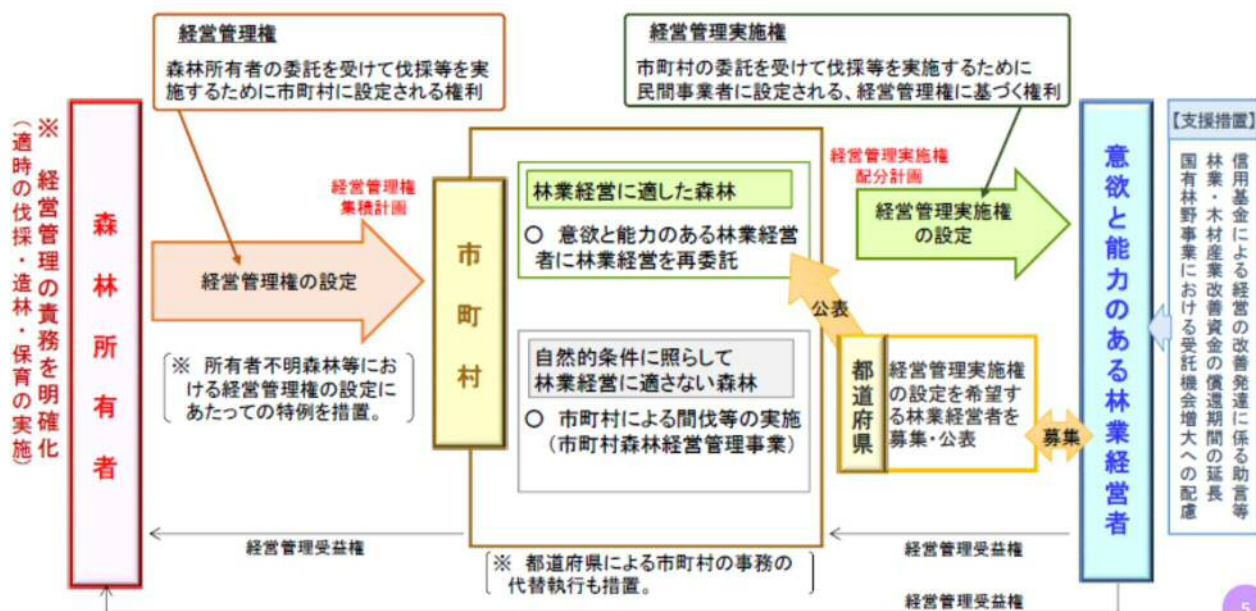
- ・ 森林所有者が自ら管理できないが、林業経営に適した森林の場合
→ 市町村が意欲と能力のある林業経営者に繋ぎ、林業経営の集積・集約化
- ・ 林業経営に適さない森林である場合
→ 市町村が公的管理

【森林経営管理制度における意欲と能力のある林業経営者の役割】



【森林経営管理制度の内容】

- 以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、**森林管理の責務を明確化**するとともに
 - ② **森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託**する。
 - ③ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理**を行う。



②民間事業者の定義

造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者。

- ・自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により施業を行う。
- ・他者への請負も対象となります。

(2) 意欲と能力のある林業経営者とは

① 根拠法令及び関係通知

- ・森林経営管理法 (平成 30 年法律第 35 号)
- ・森林経営管理法施行令 (平成 30 年政令第 320 号)
- ・森林経営管理法施行規則 (平成 30 年農林水産省令第 78 号)
- ・森林経営管理法の運用について (平成 30 年 12 月 21 日付 30 林整計第 713 号)
- ・森林経営管理法の手引き、別紙様式集
- ・森林経営管理制度に関する Q & A (平成 30 年 12 月 21 日時点版)

② 意欲と能力のある林業経営者の定義

意欲と能力のある林業経営者とは、市町村からの経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を神奈川県が公募要領に基づき公募し、法第 36 条第 2 項に規定されている要件に適合するか審査して、名簿に登録し、公表した民間事業者のことをいいます。

※林業経営者とは

市町村が策定した、経営管理実施権配分計画の定めるところにより、経営管理実施権が設定された民間事業者のこと。（意欲と能力のある林業経営者の中から選定。）

③ メリット

国は、意欲と能力のある林業経営者に集中的な支援を行います。また、**本県独自の取組として、長期施業受委託事業において、「認定林業事業体のうち、意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録された者」も事業主体に追加する予定です。**

【国の制度におけるメリット】

- ・森林経営管理制度において、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が、森林の経営管理を再委託する民間事業者の候補となることができる。
- ・**林業成長産業化総合対策における事業主体になる。**
(間伐材生産・資源高度利用型施業・路網整備・高性能林業機械等の整備)
- ・造林補助事業の事業主体となる。
- ・国有林野事業における受託機会増大への配慮等。
- ・林業構造改善事業推進資金の利子助成。
- ・木材産業等高度化資金の利子助成。

(林業経営者のみ)

- ・林業、木材産業改善資金の貸付の償還期間が12年から15年に延長される。
- ・独立行政法人農林漁業信用基金における経営改善に係るアドバイスの提供。

【神奈川県におけるメリット】

- ・**長期施業受委託事業の事業主体となる予定。**

⇒ 詳細は、別添の支援パンフレットを参照

2 県が行う公募・公表について

森林経営管理法第36条では、県が、市町村から経営管理の再委託を受けることを希望する民間事業者を公募し、意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録し、公表するものとされています。この名簿が、市町村が森林経営管理システムにおいて経営管理を再委託する際の委託先の基礎情報となります。

このことから、本県の実情等を踏まえながら、必要となる公募要領及び適合基準等を定めました（令和元年10月1日施行）。

①適合基準

森林経営管理法第36条第2項

- 1：経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること
- 2：経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

【本県における適合基準】公募・公表要領別紙2のとおり

※伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（基準番号6関係）

本ガイドラインは、伐採事業者や造林事業者が行う主伐から再造林までの各作業の基本的な事項をまとめたものです。

本県における主伐を適切に行い、主伐後に造林未済地を発生させることなく、持続的な林業経営を行うために、伐採事業者、造林事業者が自主的に作成する行動規範の指針となるものでもあります。

②取消基準

- (1) 基準番号8から10のいずれかを満たさないことが確認された場合
- (2) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (3) 意欲と能力のある林業経営者からの申出があった場合
- (4) 申請書類又は変更届出等の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (5) その他知事が判断した場合



(具体的には)

基準番号8：コンプライアンスに対する違反があった場合

基準番号9：常勤役員を設置していない場合、意欲と能力のある林業経営者に登録された日から3年を経過した日以降、最初の総会等の時までには設置しない場合

基準番号10：直近の事業年度における経理状況が良好でなくなった場合



情報を県が把握した時点で、基準に照らして取消となる場合もあります。

(取消の場合は、県ホームページで取りやめた民間事業者名とその理由を公表することになります。)

③公募の対象者と対象エリア

- ・ 県内に事業所を有する民間事業者の皆様で、市町村から経営管理実施権の設定を希望する方
- ・ 対象エリアは全県（その内、経営管理実施権の設定を希望する市町村を申請）

・ 民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものです。

・ 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法の事業場をいいます。

④公募・公表のスケジュール

提出は各地域県政
総合センター等

令和元年10月28日(月) 公募・公表制度の説明会



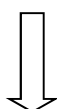
令和元年11月18日(月) 公募の開始(土日含まず30日間)



令和元年12月27日(金) 公募の終了



令和2年1月から3月 適合基準に基づき応募申請書の内容を県庁で審査
(令和2年1月末日までに各地域県政総合センター等での書類確認)
(確認次第、順次書類の送付(県政総合センター→森林再生課))



(応募申請書は経営管理実施権の設定を希望する市町村へ提供します。)



令和2年3月31日まで 名簿への登録及び県ホームページでの名簿の公表

注) 公募の時期は、毎年度1回とし、県ホームページで募集します。

⑤応募申請書類の書き方

別紙、神奈川県意欲と能力のある林業経営者応募申請書等作成の手引き参照

【応募申請書について】

<様式2の事業実績の算定期間> 平成28年4月1日から平成31年3月31日(3年間)

<様式2の5年後の目標時点> 令和7年3月31日時点(5年後の登録終了時点)

<様式4の経理状況の算定期間> 応募申請者の直近の会計年度の期間(3年間)

例① 平成28年4月1日から平成31年3月31日(会計年度が3月～4月の場合)

例② 平成27年1月1日から平成30年12月31日(会計年度が1月～12月の場合)

<公募(提出)期間> 令和元年11月18日(月)～令和元年12月27日(金)

<提出部数> 申請書・添付書類ともに1通

それらの写し1通

電子データで作成した場合は電子データ

⑥名簿登録期間

名簿の登録の有効期間は5年間です。
終期は5年目となる日を含む年度の末日までです。

⑦外部へ公開される情報の範囲について

応募申請書の内容は、経営管理実施権の設定を希望する市町村へ提供します。
最終的に、神奈川県意欲と能力のある林業経営者に選ばれた場合、名簿へ登録されますが、県ホームページで公表されるのは、下記の情報となります。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）
- (2) 登録番号、登録年月日、登録期間、変更登録年月日
- (3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村

⑧実施状況の報告

意欲と能力のある林業経営者は、様式2に掲げる今後の目標及び取組について、年度末時点での実施状況について、毎年度8月末までに知事に報告する必要があります。

➤ 今回の公募に応募申請し、名簿に登録された場合は、初回の報告は令和3年の8月末になります。

⑨変更について

・軽微な変更

基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）に変更があった場合は、届出を知事宛てに提出してください。

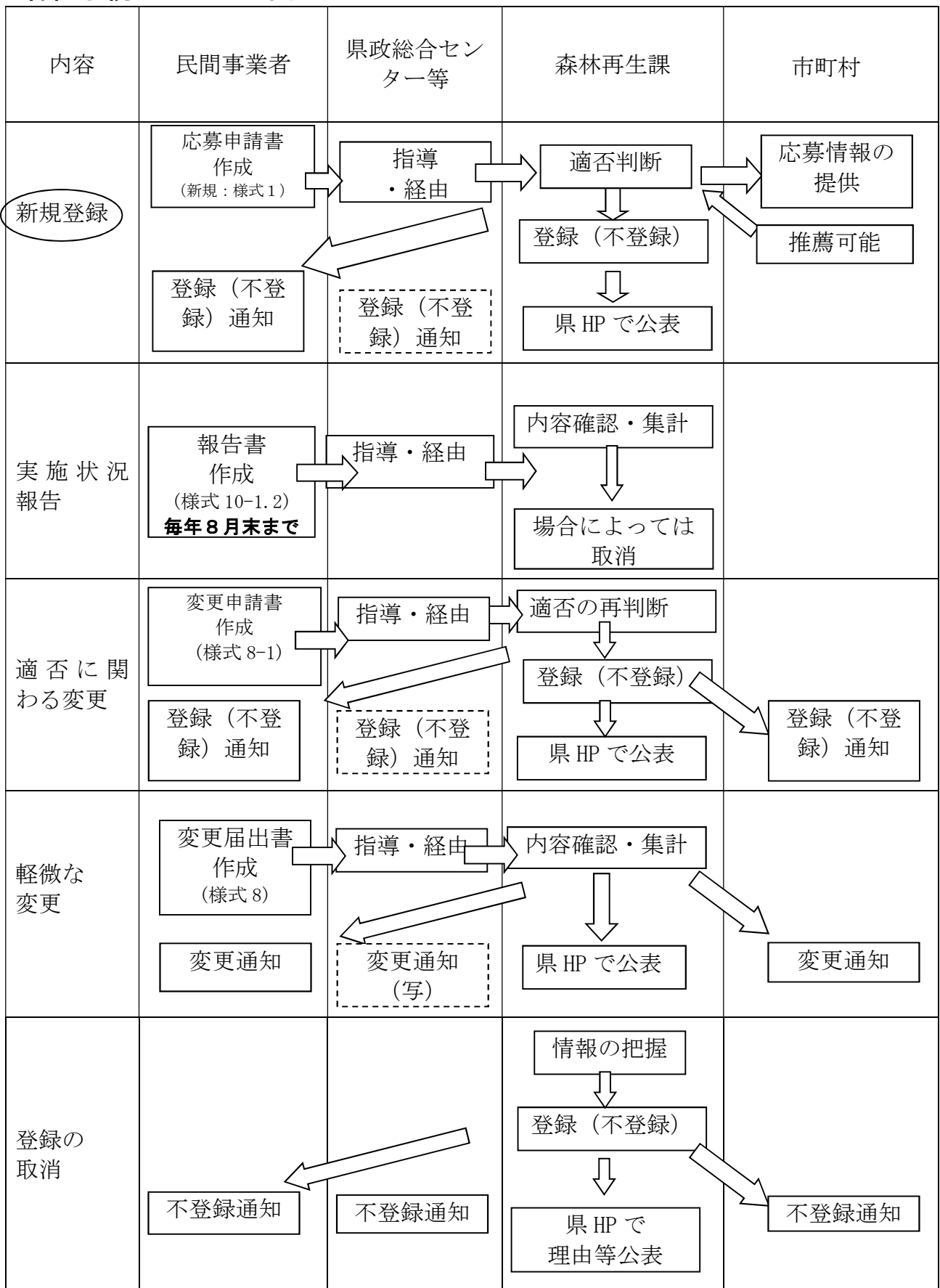
ただし、既に神奈川県の認定林業事業体である場合は、認定林業事業体の変更届で代用が可能です。

・適否に関わる変更

コンプライアンスの遵守、常勤役員の設置、経理的な基礎に関わる情報に変更があった場合は、変更申請を知事宛てに提出してください。

⇒ 基準に基づき、適否の再判断をしますので、登録の取り消しとなる場合があります。

<各種手続きのフロー図>



補足 意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体について

国は、意欲と能力のある林業経営者の候補となる民間事業者として、「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」制度も創設しました。本県では、意欲と能力のある林業経営者制度を創設するまでの移行措置期間において、育成経営体を選定しました。

(1) 育成経営体について【本県では2019年度末で運用終了】

① 関係通知

- ・林業経営体の育成について（平成30年12月27日付30林政経第408号林野庁長官通知）
- ・「育成を図る林業経営体」関係QA（未定稿）（平成30年3月1日付）

② 育成経営体の定義

- ・意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体＝森林経営管理法に基づく、意欲と能力のある林業経営者の候補となる者です。略して、育成経営体、選定経営体とも呼びます。

・ホームページへの掲載

県のホームページに、育成を図る林業経営体（移行措置）について、名簿を掲載しています。

(2) 留意事項

今回移行措置期間として選定します、育成経営体制度は、令和元年度末をもって期間終了とし、それ以降は、意欲と能力のある林業経営者制度を本県では運用していきます。なお、意欲と能力のある林業経営者にそのまま移行するものではありません。

以上